

第7編 業務(大月都留広域事務組合最終処分場の設置及び管理に関する条例)

○大月都留広域事務組合最終処分場の設置及び管理に関する条例

(平成5年3月31日条例第1号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、最終処分場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 最終処分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大月都留最終処分場	大月市大月町真木字権現原3285番地

(管理)

第3条 最終処分場は、常に最良の状態をもって衛生的に維持管理しなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。